

広島県告示第七百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上原 亮	事業者の 名 称	主たる事務 所の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止年月日
		呉市焼山西三丁目一 七番九号 第二尾田 ビル一階	うえはら歯科医 院	呉市焼山西三丁 目一七番九号 第二尾田ビル一 階	平成二十二年九月 三〇日